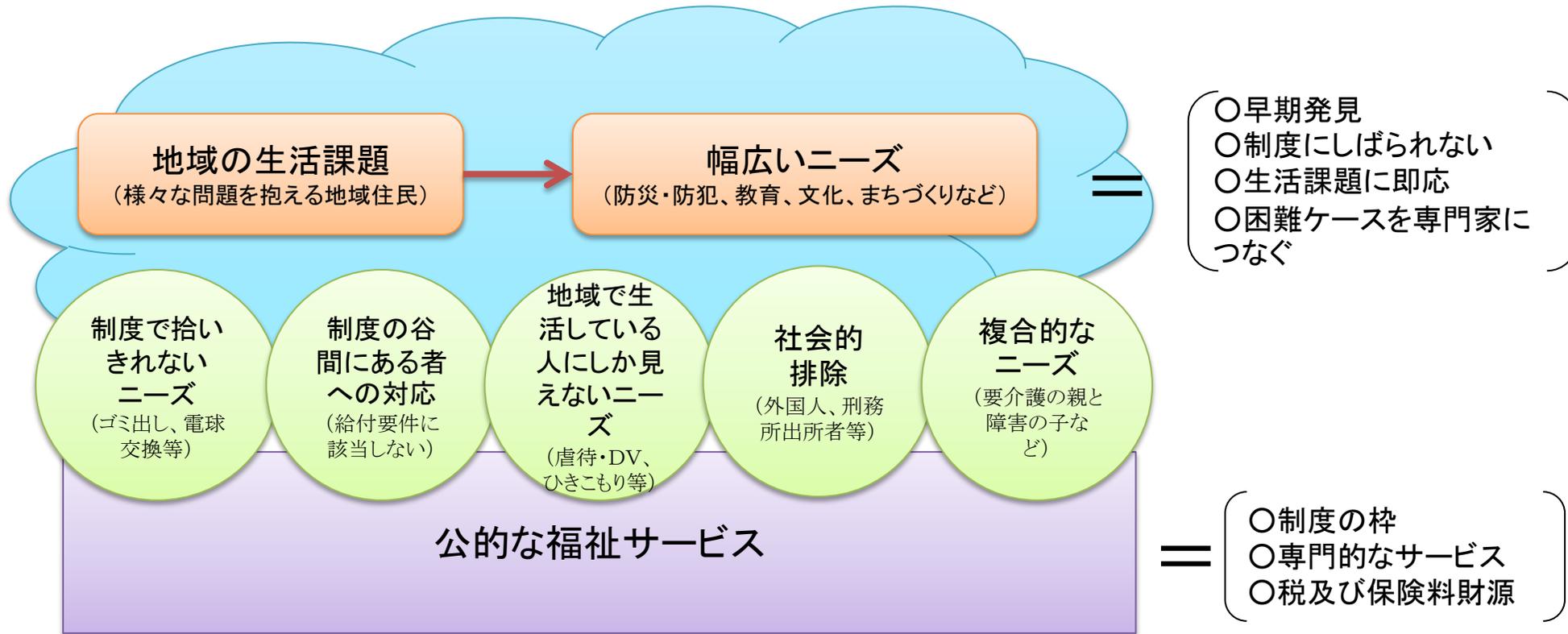


地域における「新たな支え合い」の考え方



【具体例】

- 生活困窮者に対する支援事業の実施
生活困窮者支援制度に基づく支援事業、ネットカフェ難民、ひきこもり者、発達障害を持つ者への支援等
- 高齢者に対する支援事業の実施
地域包括ケアシステムにおける取組(高齢者の見守りなどの生活支援)、認知症高齢者等の権利擁護事業、住居の支援、低所得者への支援等
- その他
災害時等における要援護者支援、制度の隙間を埋める助け合い事業、へき地等におけるサービス提供、刑務所出所者への福祉的支援、福祉サービスの最後のセーフティネット(他主体が行っていたが継続できなくなった事業の承継)

社会福祉法人制度に対する主な指摘

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】

社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改革を検討することが必要。
- ・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

社会福祉法人のガバナンスの必要性

社会福祉法人の特徴＝高い公益性

高い公益性を生かした社会福祉法人経営の要請

福祉サービスの中心的担い手としての活躍
(地域ニーズに応じた事業展開)

社会福祉事業の着実な実施

地域の福祉ニーズの多様化・複雑化への
柔軟かつ機動的な対応

社会福祉法第24条に基づく経営原則の実行

確実

自主的な経営基盤の強化

効果

提供する福祉サービスの質の向上

適正

事業経営の透明性の確保

社会福祉法人独自の経営論の確立が必要

4つの視点による経営論の具体的展開

経営組織

- 法人本部の機能の充実・強化
- 経営の透明性の確保

事業管理

- 計画に基づく経営手法の導入
- サービス管理体制の整備

財務管理

- 的確な経営状況の把握
- 積極的な情報開示

人事管理

- 専門性・技能の適切な評価
- 資質の向上